「eシールに係る検討会 中間取りまとめ(案)」に対する意見募集の結果

■意見募集期間 : 令和5年12月13日(水)~令和6年1月10日(水)

■意見提出件数 15件

■意見提出者

	意見提出者
1	株式会社帝国データバンク
2	TK業務企画
3	一般財団法人日本データ通信協会
4	一般社団法人デジタルトラスト協議会
5	セコムトラストシステムズ株式会社
6	サイバートラスト株式会社
7	日本電気株式会社
8	ヒット株式会社
9	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
10	一般社団法人クラウド型電子署名サービス協議会
11	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会
_	個人(4件)

※頂いた御意見につきましては、原文を御意見ごとに分割して記載しております。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
【総	淪】			
1	株式会社帝国データバンク	-	国による認定制度の創設に関し、賛同いたします。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
2	TK業務企画	-	利用シーンを想定し、運用を含めた完成度の高い検討をお願いします。 ・今回の検討は、まだ、技術調査の域を出ていないように見えました。利用シーンを想定し、ユーザーやシステム化を行う事業者のニーズを吸い上げることで、完成度があがり、過不足も判明することと思います。 ・現在、電子契約サービスが普及してきており、電子署名も技術的には、確立していますので、ここでさらに、e-シールを導入する意義、そのニーズを明確にする必要性があります。 ・e-シールを従来の角印のようなものとする説明もよくなされるところですが、角印にに関する運用、また、信頼性に対する期待も様々であり、必ずしも角印代替とは言い難いのではないかと思います。PDFの請求書程度であれば、角印の印影程度でも良しとしているのではないでしょうか。 ・利用シーンの候補として、学校の成績証明書、中古医療機器の販売の事前通知書を例示させて頂きます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
3	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	-	本検討会においては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第102号。以下「電子署名法」という。)との関係性等については、また詳細な議論は開始されておらず、具体的な検討は、本中間とりまとめの決定以降に検討されるものと思料します。 本中間とりまとめ(案)の内容を踏まえて、今後、電子署名法との関係等について、別紙様式にてお示しした内容について、検討されることを希望したします。 また、中長期的な課題となりますが、我が国のトラストサービスに係る制度が国際的に適用するためには、どこまで国が関与するかを整理した上で政府全体としての何らかの法的な枠組みが必要であると考えます。具体的には、トラストサービスに関する包括的な法制度の整備、既存の法令においてトラストサービスの法的な枠組みが必要であると考えます。具体的には、トラストサービスに関する包括的な法制度の整備、既存の法令においてトラストサービスの法的な存効性を明確に位置付ける等が挙げられます。 当協会といたしましては、これらの検討を通じて、日本におけるトラストサービスの信頼性の一層の向上が図られ、我が国のデジタル社会の発展に寄与することを期待しております。	電子署名法との関係性等を含めて、設備・技術・運用上の基準についても検討を進めてまいります。
4	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会	_	電子署名法の認定とeシールの認定制度の関係や認定認証業務でリエート署名を利用する際に求められる基準、認定 e シールにおけるリモートe シールに求められる基準、国際連携を可能とするトラストアンカーの国際間の接続、など、今後包括的な制度設計が求められることは容易に推測 できます。将来的には国際通用性を確保した包括的トラスト制度の創出に向けた検討をお願いします。	
5	個人	-	日本の電子文書の積極的な利用に対して、eシールを制度化し、政府のお墨付きを与えることは賛成いたします。 印鑑制度のように、政府が受領する文書に対しての、この e シールを利用することにより、民間への派生を促すことを反対しています。	頂いたご意見については、参考として承ります。
[1.	2 eシールとは】			
6	ヒット株式会社	1.2 eシールとは	eシールの定義について P4 1.2 意思表示という性質から利用者たる自然人との紐付きが強固である電子署名とは異なり、発行元となる組織等に紐付く eシールの目的とするところ、書類等の企業間のやり取りを電子的に安全に行えるようにするという内容からして、現代いうところの「社判」のようなイメージで運用されるもの思います。 実利用を踏まえる場合、契約等が関連した公式な書面での利用が想定されますが、社判扱うことのできる組織の構成員は本来的に限られているべきです。 従っての定義には疑問を覚えます。法人格を代表する人間の扱う証明なのだから、組織の個人(複数人)の扱ったものとして程度はあるものの、個人の意思や結びつきを意識した定義としていくべきと考えます。 ヨーロッパのeIDASが管轄するトラストサービスの例として以下のようなものがあげられています。 ・法人および自然人に関連付けられる高度電子署名および適格電子署名 ・法人および自然人に関連付けられる高度 e シールおよび適格 e シール 電子署名、e シールのいずれも法人、個人を問わないサービスとして認知されており、この制度に倣うのであれば、eシールも組織(法人)だけでなく個人も視野に入れた利用を検討し、定義づけていくべきと考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
7	一般社団法人クラウド型電子署名サービス協議会	1.2 eシールとは	簡所:「(参考 2) eシールと電子署名の異同!「「中間取りまとめ(案)」p.4) 意見: eシールと電子署名の異同を国民向けに説明する記述を盛り込み、「eシールは電子署名と同等の法的効果を発生させることができる」という誤解を生まないように配慮した中間とりまとめ(案)を評価します。 なお、(参考 2) の記述については、「eシールに係る指針1該当部分の要約であることが注記されると、議論の経緯や関係性が明確になると思われるため、配慮を希望します。 一方で、eシールに係る検討会に関する報道を見ますと、「eシールは、会社印である企業の角印の電子版に相当する。領収書や請求書など経理関係の書類や各種証明書で利用されている」(読売新聞オンライン2023年9月19日付「企業の角印の電子版「eシール」、認証制度を来年度中にも創設へ・・・電子文書の発行元を示す」より)といった伝え方がなされています。こうした戦適の元となっているのは、総務省「eシールに関する指針」(今和3年6月25日)において「例えば、請求書や領収書、見積書、その他各種証明書等の目録としてつ意思表示は不要な、組織等が発行する電子文書等に利用されることが想定される。」と記載があったことや、本検討会での「eシールの活用が見込まれる事例に関する分析」において、工事関係書類にシールを活用する事例が取り上げられていたことにも起因します。 従来の紙欠事書に押印されてきた企業の角印は、ビジネス文書の送付状た印刷された「レターヘッド」のように、アナログ時代特有のマナーとして押印されてきたにすぎず、法的な効力は本来ありません。しかしなから、こうした過去の背景や正しい法的知識を有しない民間企業等に対し、総務省が訴求書や工事関係書類等に押目する角印に代わるもの」という誤解を広げてしまう恐れを感じております。請求書や工事関係書類では対しな必要を味られている目的ではは、電子署名を用いることが望ましいことはいうまでもありません。アナログからデジタルへの変革にあたり、その要否や効果が不確かな角印の代替を利用用途として喧伝することはむしろ遊けるべきなのではないか、と考えます。 今後も引き続き、(1)eシールと電子署名の異同が国民にとって理解しやすいユースケース(意見 2 で後述)や、(2)eシールが法的効果が発生することが法律と保証された制度ではないことを、それぞれ周知するなど、eシールと電子署名を国民が設同しないための方策を検討されることを期待します。	ご指摘を踏まえ、「(参考 2) eシールと電子署名の異同」の記述について、「eシールに係る指針」より引用していることを明確にするため、注釈を 追記しました。 頂いたご意見については、参考として承ります。
[2	4 本検討会の立ち	ち上げ】		
8	サイバートラスト株式会社	2.4 本検討会の立ち上げ	(P6) 2. 4 本検討会の立ち上げ > 我が国において e シールの定義に合致するサービスを提供している事業者が複数存在することが判明するとともに、e シールに関する国の制度が存在しないこと等がe シール普及の阻害要因となっているという課題が明らかとなった。 ・意見事項 「eシールに係る認証制度」が重要な制度となることを期待する一方、普及への課題としては、eシールに法的効力、およびデジタル社会の安心安全を確保するにあたっての強制力を持たせられるかどうかが最大のポイントになると考えております。 例えば電子インボイスにおいてはデジタル社会のデータ流通における安全性確保のためeシールを必須にするなど、利用者の身近なシーンで用途が固まることで大幅な利用拡大に繋がると期待しております。	頂いたご意見については、参考として承ります。
[3	1 政府戦略におり	ナるeシールの位置付け】		
9	株式会社帝国データバンク	3.1 政府戦略におけるeシールの位置付け	8ページ 図3 eシールに係る検討工程 取組内容の「eシール基準案等の検討」について、速やかな実施、および公表が望まれます。基準案等の公表遅延による不統一な基準の乱立が 懸念されるためです。	頂いたご意見については、参考として承ります。
[3	2 eシールに係る	適合性評価の実現】		
10	株式会社帝国データバンク	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	8ページ 3.2 eシールに係る適合性評価の実現 eシールに係る適合性評価は利用者にとって、eシール自体の信頼性やサービス選択容易性の確保という観点から重要と考えられ、実現が望まれるものと思料します。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
11	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	「総務大臣による e シールに係る認定制度の創設を念頭に、国による適合性評価の枠組みを議論することが適当であると考える。」に賛同します。 デジタル社会において対象情報の発出元を特定する手段は、DXにおいて欠かせない技術だと認識しております。 流通するデジタル情報の信頼性は、その手段に依存することとなりますので、曖昧であったり、不確かな方法では、被害を被るのは、利用者となるため、安心・安全な社会のためには、国による枠組みが必要と考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
12	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	「同制度も参考にしながら、「認証局が行う認証業務」を認定の対象として、eシールに係る認定制度について引き続き検討を進めていく。」 eシールに係る認定制度を設けるにあたりましては、すでに厳格な認定(WebTrust等)を取得している事業者において、認定内容として重複する部分は同項目を対応済みとして扱う等、既存の認定を利活用することもご検討ください。 そうすることで、厳格な制度設計を迅速かつ比較的容易に実現が可能であり、新設する認定の厳格度を保ったまま、従前より厳格な認定を取得している事業者において過度の負担なくeシールの普及に取り組めることを期待しております。	頂いたご意見については、参考として承ります。
13	セコムトラストシステムズ株式会社	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	「総務大臣による e シールに係る認定制度の創設を念頭に、国による適合性評価の枠組みを議論することが適当であると考える。」 に賛同します。 民間のビジネスの中で、データの発出元組織をデジタルの中で特定する手段について、明確な規準・枠組みがないために、不確かで曖昧な手段が 普及してしまうと、利用者が安心・安全に利用することができず、普及の妨げとなることが予測されます。そのため、国による枠組み整備に期待しま す。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
14	サイバートラスト株式会社	3.2 e シールに係る適合性評価の実現	(P8) 3. 2 e シールに係る適合性評価の実現 >「認証局が行う認証業務」を認定の対象として、e シールに係る認定制度について引き続き検討を進めている ・意見事項 eシールに係る認定制度を設けるにあたりましては、すでに厳格な認定 (WebTrust等) を取得している事業者において、認定内容として重複する部分は同項目を対応済みとして扱う等、既存の認定を利活用することもご検討ください。 そうすることで、厳格な制度設計を迅速かつ比較的容易に実現が可能であり、新設する認定の厳格度を保ったまま、従前より厳格な認定を取得している事業者において過度の負担なくeシールの普及に取り組めることを期待しております。	頂いたご意見については、参考として承ります。
15	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	[用語の定義の整理] 電子署名法第2条第2項が定義する「認証業務」は、自然人が行う電子署名が確かに本人によるものであることを証明するためのトラストサービスであり、電子署名法第2条第3項が定義する「特定認証業務」は、事実上、上記トラストサービスのうち公開鍵暗号方式に限定されています。 本検討会で検討されるeシール用電子証明書を発行するトラストサービスの定義に当たっては、電子署名法が定義する「認証業務」及び「特定認証業務」と混同されないよう、用語の正確な定義が必要です	I頂いたご指摘を踏まえ、電子署名法が定義する「認証業務」と区別できるように、「eシール認証業務」に修正いたします。
16	公益社団法人日本文書 情報マネジメント協会	3.2 eシールに係る適合性評価の実現	「認証局が行う認証業務」を認定の対象として、eシールに係る認定制度について引き続き検討を進めていく。とされたことは歓迎いたします。特にデータの発出元証明である e シールの効果はデータの発出者のみならずその受領者が享受するメリットが大きいと考えられるため、認定制度に基づくeシールの効果が示されることにより普及のインセンティブがより働きやすくなると考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
[4	. 2 eシールの定義			
17	株式会社帝国データバンク	4.2.1 「eシール」という用語を「措置」/「データ」 のいずれと捉えるか	10ページ 4. 2. 1 「eシール」という用語を「措置」/「データ」のいずれと捉えるか (3) 方向性 中長期的課題として、海外との相互運用性(例えばEUにおけるeIDAS規則との同等性確保、など)を現時点から視野に入れておくことも含めて、 「措置」ではなく「データ」として捉えるべきと思料します。 併せて、「eシールに係る指針」の改訂も必要と認識しております。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
18		4.2.1 「eシール」という用語を「措置」/「データ」 のいずれと捉えるか	4.2.1について 4.2.3とも関連するが、措置またはデータのいずれとして捉えるか、という二者択一的な見方がなされているが、賛成できない。電子署名もeシールも、同様の方法により同様の機能を果たそうとする仕組みであるから、同様の定義となるのが望ましい、すなわち、秘密鍵を用いた暗号化措置により生成されたデータが、originやintegrityの証明となるという機能で結びついている。データがその機能を発揮できるのは、特定の措置を経て生成されたデータが、originやintegrityの証明となるという機能で結びついている。データがその機能を発揮できるのは、特定の措置を経て生成されためだからこそであるという結びつきが重要である。eIDASのeシールの定義でも、datawhich is attached to or logically associated withという表現でデータと措置の画要素が表現されていることが読み取れる。このことは、従来の署名において、文書データが表現されているない。上に本人の署名行為がなされ筆跡として残ること、あるいは本人の押除行為により紙の上に中影が残ることで、文書の真正性が推定されること、と同様である。eシールにおいても、措置とデータの二つの要素を含み、それらの関連がわかるような定義をするのがよいと思われる。電子署名法第2条の定義が措置として定義されているのは、今から振り返れば、自然人が紙に書と署名行為とのアナロジーにやや引っ張られ、その結果としての生する記録の側面がなおざりにされたという批判は可能かもしれないが、同時に、措置という言葉にはプロセスとその結果という二つの意味が合わせ合意されているとも言える。	

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
19		4.2.1 「e シール」という用語を「措置」/「データ」のいずれと捉えるか	方向性に示された内容「「データ」として捉える。」に賛成です。 電子署名には、意思表示が含まれることから、その行為 = 措置としての意義があったと認識です。 一方、eシールは、発出元を特定するものであることから、マーキング結果としての「データ」が適切であるとの認識です。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
20		4.2.1「eシール」という用語を「措置」/「データ」のいずれと捉えるか	方向性に示された内容「「データ」として捉える。」に賛成です。 電子署名には、意思表示の意味合いが含まれることから、その行為を示すものとして「措置」と捉えるという認識です。 一方、eシールは、発出元を特定するものであることから、「データ」ととらえることに違和感はございません。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
21	日本電気株式会社	4.2.1 「eシール」という用語を「措置」/「データ」 のいずれと捉えるか	 ◆p.10 (4.2.1 「eシール」という用語を「措置」/「データ」のいずれと捉えるか (3)方向性) 発行元証明を示す必要があるのはあらゆる「データ」と考えられるので「データ」とすべきではないか。方向性に賛同する。 	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
22	個人	4.2.1 「eシール」という用語を「措置」/「データ」のいずれと捉えるか	欧州で利用しているからといって、eシールを「データ」と規定するには、短絡的であると考える。 e I D A S では、電子署名を「データ」としているため、本来は「電子署名」を含めて見直すべきであるが、言及していないところも整合的に合わない。 文面的に検討が十分でなく、検討会のメンバに偏りがあることが示唆されるようにも見えるので、「データ」にするにしても、もう少し根拠が欲しい。	頂いたご意見については、参考として承ります。
23		4.2.2 「eシール」という用語に和名での正式名 称を設けるか	10ページ-11ページ 4. 2. 2 「eシール」という用語に和名での正式名称を設けるか (3) 方向性 「eシール」という用語自体が既に使用されており「普通名称」である認識ですので、和名正式名称は特段不要でありそのまま利用することが適切と 思料します。 11ページの注釈に挙げられた和名候補は適切に表現できているとは言えず、誤認が生じることも危惧いたします。	頂いたご意見については、参考として承ります。
24	個人	4.2.2 「eシール」という用語に和名での正式名 称を設けるか	4. 2. 2 「eシール」という用語に和名での正式名称を設けるか 和名を付けたところで、英語翻訳が「e-seal」になるのであれば、利用者や事業者で混乱することが想定され、和名を付ける必要性がないと思いました。 日本でも海外でも、同一用語で通じる言葉が大切ではないかと思います。	頂いたご意見については、参考として承ります。
25	TK業務企画	4.2.2 「eシール」という用語に和名での正式名称を設けるか	e-シールの名称について 国際的な関係性からは、e-IDASと同等レベルのものであれば、「e-シール」という名称を使ってもよい、むしろ、使うべきと考えます。また、運用も合わせて行くのがよいのではないでしょうか。レベル感が違うものであれば、同一名称は避け、別名称を付す方が、よいと考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
26	個人	4.2.2 「 e シール Jという用語に和名での正式 名称を設けるか	4.2.2について electronic sealにおけるsealは、欧米人の一般的な意識から見ると、その原義である「印章」が強く意識され、心に響いているのではないだろうか(ドイツ語のSiegelも同じ)。日本の印章とは伝統がやや異なるものの、欧米でも印章は(蝋などに押捺され)、署名と並んで、文書の真正性を保証する機能を中世以降果たしてきている。だから、そのような背景と平仄を合わせ、仮に和名とするならば、「電子印章」あたりがよいのではないだろうか。	頂いたご意見については、参考として承ります。 なお、第2回検討会における事務局資料P.6で示したとおり、商標登録との関係等から、「電子印章」については候補から除外いたしました。
27	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	4.2.2「e シール」という用語に和名での正式 名称を設けるか	既に、e シールとして、社会で通用していることから、特に和名を設定する必要は無いものと考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
28	日本電気株式会社	4.2.2 「eシール」という用語に和名での正式名称を設けるか	●p.11 (4.2.2 「eシール」という用語に和名での正式名称を設けるか (3)方向性) 今後の国際相互運用を考えると「eシール」の意見に賛同する。 (そもそも和名が必要なのか?)。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
29	株式会社帝国データバンク	4.2.3 eシールの定義に盛り込むべき要素	11ページ 4. 2. 3 eシールの定義に盛り込むべき要素 (3) 方向性 「eシール」の定義として「出所・起源」と「完全性」の要素を盛り込むことが適当と思料します。 併せて、「eシールに係る指針」の改訂も必要と認識しております。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
30	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	4.2.3 eシールの定義に盛り込むべき要素	「"origin"(出所・起源)や"integrity"(完全性)といった要素を盛り込むことが適当」 に賛成です。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
31	セコムトラストシステムズ株式会社	4.2.3 eシールの定義に盛り込むべき要素	「"origin" (出所・起源)や"integrity" (完全性)といった要素を盛り込むことが適当」 に賛成です。 一方で、これらの要素があることで、トラストサービスに共通な効果ですが、「否認防止」が挙げられます。デジタルは痕跡無くコピーできてしまうことか ら「否認」されてしまうリスクがあります。DX推進のため「効果」の定義、周知・啓発が必要と考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
32	ヒット株式会社	4.2.3 eシールの定義に盛り込むべき要素	・eシールの定義について P11 4.2.3 (3) 方向性 こちちでも結論付けられているように"origin" (出所・起源) や"integrity" (完全性) をeシールの要素として盛り込むのであれば、法人格で あってもその先には誰がそのデータを付与したのかという点について考える必要が出てくると思われます。 現代にたとえるなら誰が仕判を押印したのかといったようなイメージになるかと思いますが、この「措置」を行った「個人」を特定することがoriginを辿 ることに繋がると考えています。 前述したように法人と個人のどちらに属するものかという視点を鑑みるとむしろより個人に寄った定義を付与するべきであると考えられます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
[4.	3 eシールの保証	レベル】		
33	株式会社帝国データバンク	4.3 eシールの保証レベル	12ページ 4.3 eシールの保証レベル (3)方向性 本検討会スコープ外である上位レベルを含む3段階のレベルはユーザにとって理解しやすく、今後の海外との相互運用性を見据えた方向性に賛同します。 また「レベル分けの整理がユーザ企業にも分かりやすく伝わるように留意すべき旨の議論」も、今後継続議論されるべきと思料します。 併せて、「eシールに係る指針」の改訂も必要と認識しております。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
34	一般財団法人日本データ通信協会	4.3 eシールの保証レベル	4.3 eシールの保証レベル(p11)について 民間認定制度の認定を受けたeシール認証業務はすべてレベル1に位置付けられたが、例えばAATLに登録されたeシール認証業務から発行さ れたeシール用証明書に基づくeシール(本募集要項の別紙にも付与)のように、デファクトスタンダード化し国際的な通用性も高いと考えられるもの もある。レベル1の細分化に言及すべきではないか。	eシールの保証レベルについては、総務大臣の認定制度に着目したものであり、これ以外に認証局の認証業務の信頼性を確保するために民間団体が自主的に行う取組を妨げるものではありません。 頂いたご意見については、参考として承ります。
35	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.3 e シールの保証レベル	レベル 1: "オレオレ"であっても一定の定義を設定し明示する。 レベル 2:総務大臣による認定制度のもと発行される証明書を利用した e シールとする。 までを一旦進め、国際相互承認を見据えた上位レベルは、中長期的課題とする。 DX推進には、まずは進めるという考えに賛同します。 一方で、すでに海外では整備が進んでいる状況において、国際相互承認は、避けて通れないものと考えますので、喫緊の課題として取り組んでいただければと思います。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
36	セコムトラストシステムズ株 式会社	4.3 e シールの保証レベル	レベル 1 : 総務大臣の認定によらず一定の定義を設定し明示する。 レベル 2 : 総務大臣による認定制度のもと発行される証明書を利用した e シールとする。 までを、一旦進め、 国際相互承認を見据えた上位レベルは、中長期的課題とする。 DX推進には、まずは進めるという考えに賛同します。 一方で、民間のビジネスの中でどのようなシーンにおいてはレベル2のeシールを用いるべきかについても、何らかの基準や指針を定めていただくことに 期待します。 同様のケースとして、総務大臣認定によるタイムスタンプは、電子帳薄保存法の中のタイムスタンプの要件として明文化されていることから、一定の 利用が明待されている状況にあると考えますので、eシールについても、上場企業が公開するIR情報には、レベル2のeシールを用いるなど、レベル 1 とレベル2の使い分けについて一定の指針を示していただきたいと思います。逆にこのような規準が明確になっていないと、レベル2のeシールについて は、基準はあっても利用がされないような仕組みとなってしまうことを危惧します。 また、レベル2のeシールについては、商業登記証明書との使い分けについても整理いただけると幸いです。	「eシールに係る指針」の見直しに際し、保証レベルごとに想定される主なユースケースを示す方向で検討いたします。 頂いたご意見については、参考として承ります。
37	日本電気株式会社	4.3 eシールの保証レベル	●p.12(4.3 eシールの保障レベル (3)方向性) 総務大臣による認定を受けたレベルの中でもレベル 1(簡易)の発行は出来ないのか。総務大臣認定を受けていないeシールは広がらないのではないか。また、逆に総務大臣認定でなくても民間に委託して認証する機関を設けるべきではないか。	eシールの保証レベルについては、総務大臣の認定制度に着目したものであり、これ以外に認証局の認証業務の信頼性を確保するために民間団体が自主的に行う取組を妨げるものではありません。 頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御蔵見に対する考え方
[4	, 4 eシール用電子	証明書の発行対象となる組織等	 京の範囲】	
38	個人	4.4 eシール用電子証明書の発行対象となる 組織等の範囲	4.4について eiDASによれば、eシールは法人(legal person)により作成されたものと定義されており (前加理由(58),(59),Article 3(24)など)、4.4の 議論とずれていないか気になるところである。もともと、eシールは、個人 (自然人)のみが用いうる電子署名 (ドイツ法の官職証明書などの中間 的なものがあったにせよ)と同等なものを法人にも可能にする点が出発点につたと思う。eIDAS前加理由 (58)で、法人のシールが要求される 場合に、法人代表者個人の電子署名でも受領可能とされるものとする、とあるのは、そのような背景事情を裏付ける。このあたりが現在のEU内部でどのように整頓されているのか、(民事に関しては、大使法として、代理や委任に関して、日本の法制と共通するところが多いため)調査が必要ではないだろうか。日本法としては、その上で法制面からの対処、例えば、eシールを法人代表者個人の電子署名とみなず (あるいは同等なものとして扱う)などの、具体的な規定の創設が必要と思われる。	eシールが行われた電子文書等にはeシールを行った自然人の意思は顕れていないという点において、電子署名とeシールには差異があり、その点は留意する必要があると考えております。 頂いたご意見については、参考として承ります。
39	株式会社帝国データバンク	4.4.1 組織を一意に特定するための識別子 (組織識別子)について	13ページ-14ページ 4、4、1 組織を一意に特定するための識別子(組織識別子)について (3) 方向性 e>ール用電子証明書に記載される「出所・起源を一意に識別可能とする組織識別子」に関し、公的・民間双方の番号体系を含めて定義することが重要と認識するところ、方向性に賛同します。 また「公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも1つ記載することを要件とするが、取引主体識別子(LEI)や後述の民間企業コードを用い、組織識別子を追加で記載することは可能とする方向性にも賛同します。 なお、組織識別子は「認証局が行う組織の審査方法」と密接であると考えられるところ、既存のサーバ証明書(特に、OV・EV証明書)の審査方法が参考になると思料します。 当該審査方法は以下総務省検討会資料および原典である「CA/Browser Forum」の以下2文書を参照ください。 「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会 資料9-3 OV・EV証明書の組織確認について」 「Guidelines For The Issuance And Management of Extended Validation Certificates」 「Baseline Requirements for the Issuance and Management of Publicly-Trusted Certificates」 「Eシールに係る指針」の改訂も必要と認識しております。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
40	個人	4.4.1 組織を一意に特定するための識別子 (組織識別子)について	4. 4. 1 組織を一意に特定するための識別子(組織識別子)について 法人番号を使用し、プレフィックス「NTRIP」を使用する方針に賛成です。 法人番号は、Web-API機能も有しており、会社法人等番号よりも、官公庁も含んでいるので、網羅範囲が広く、採用する大きなメリットがあると 考えます。 官公庁が利用する場合「GOVJP」を使用せず、法人番号の「NTRIP」に統一するのが望ましいと思います。	頂いたご意見については、参考として承ります。
41	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	4.4.1 組織を一意に特定するための識別子 (組織識別子)について	・プレフィクス「NTRJP」を使用し、既存の番号体系「法人番号」と組み合わせて、組織識別子を構成する。 賛成です。 組織識別子のプレフィックスについては、今後多くの利用が想定される適格請求書の電子化を考慮すると、NTRJPに加えVATJP(国税庁の管理 法人番号)の検討も進めていただきたいと考えております。 ・認定に係るeシール用電子証明書には、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも1つ記載することを要件とする。 賛成です。 行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質 を満たす情報群との整合確認は必須であると考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
42	セコムトラストシステムズ株式会社	4.4.1 組織を一意に特定するための識別子 (組織識別子)について	・プレフィクス「NTRJP」を使用し、既存の番号体系「法人番号」と組み合わせて、組織識別子を構成する。 賛成です。 ・認定に係るeシール用電子証明書には、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも1つ記載することを要件とする。 賛成です。 屋号や商号だけでは組織を一意に特定することは難しく、何らかの公的な情報(ベースレジストリ)に基づ、番号体系による識別子の設定は必要と 考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
43	個人	4.4.1 組織を一意に特定するための識別子 (組織識別子)について	こららのサフィックスの定義につては異論はないんが、NTR とGOV などの利用については、他省庁と議論したうえで定義されたほうが良い。個人的な意見にはなるが、国税庁の法人番号は「JCNJP」 法務省の法人等番号は「NTRJP」 国税庁の適格請求書発行事業者は「VATJP」がふさわしいと思われる。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
44	個人	4.4.2 「個人事業主」の扱いについて	4. 4. 2「個人事業主」の扱いについて 認定「eシール」から「個人事業主」を除外することについては賛成します。 「適格請求書発行事業者登録番号」しか公的に信頼されている番号が振られていない状況ではありますが そこに掲載されている情報量が少ないため、実在性確認のための情報としては利用が難しいように思います。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
45	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	4.4.2 「個人事業主」の扱いについて	組織を特定するには、確実に更新される情報群との連携が肝要です。情報群として、個人事業主を特定できる国税庁にて管理される「適格請求 書発行事業者登録番号」は有用です。 税務署が発行する登録通知書は、唯一性が保証されるので、電子署名等で発行元を特定する電子登録通知書を e シール用証明書の実在確 認要件とすることで、一貫してデジタル処理が可能になり、 e シール証明書発行業務の効率化が図られ、コストの削減も期待できます。	
46	セコムトラストシステムズ株 式会社	4.4.2「個人事業主」の扱いについて	「個人事業主」と「個人」の違いが曖昧なこと、「個人事業主」をどのように一意に特定するのかについて、検討会を傍聴させていただいておりますが、まだ結論が出せている状況にはないと思いますので、継続議論いただけることに賛成です。個人事業主の内、課税事業者に対しては、国税庁より採番される「適格請求書発行事業者登録番号」など、援用可能な番号体系が、べつかあると思慮いたしますので、継続的な議論に期待いたします。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
47	個人	4.4.2 「個人事業主」の扱いについて	個人事業主については「適格請求書発行事業者」の活用が望ましいと思われる。 報告書文中では。同姓同名を見分けることができないとされているが、むしろこのような番号で見分けるべきであり、付加情報として所在市町村など を活用すると良いと考える。	適格請求書発行事業者登録番号については、公表サイトに掲載されている情報から同姓同名の個人事業主を確実に見分けることができないため、引き続きの検討課題といたします。 頂いたご意見については、参考として承ります。
48		4.4.3 法人等における「事業所や営業所等」 の扱いについて	4. 4. 3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて Baseline Requirementsに準拠したTLSサーバー証明書や S/MIME Baseline Requirementsに準拠したS/MIME証明書では、 認証局として実在性確認が難しい部署名をOUに設定することを禁止しています。 (S/MIME証明書の場合は、Oに〇〇政府、OUに〇〇省という使い方は、OUが組織確認できるので許容しています) そのため、OU廃止でもやむを得ない気はしますが、 OとCNに、組織認証できる組織名を入れるという基本的なルールを徹底できれば、OUは任意でも良いかとは思います。	頂いたご意見については、参考として承ります。
49		4.4.3 法人等における「事業所や営業所等」 の扱いについて	eシールの法人下部組織での利用はビジネス上、求められるユースケースです。 しかしながら、法人用の証明書に比して、発行手順等で、手間が増えたり、コストがかかることは、避ける必要があります。 組織識別子は法人のものとし、CNおよびOに法人名を記載し、下部組織等は、申請者に確認する等で、OUにて記載することが望ましいと考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
50		4.4.3 法人等における「事業所や営業所等」 の扱いについて	法人の下部組織での利用はビジネス上、求められるユースケースであります。 一方で、「事業所」や「営業所」を客観的な情報に基づいて電子証明書に記載することは困難であると思いますので、組織識別子は、法人のものとし、法人による管理規程を確認する等で、CNおよびOに法人名を記載し、OUにて下部組織等を記載することが望ましいと考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
51	日本密気株式学社	4.4.3 法人等における「事業所や営業所等」 の扱いについて	●p.16(4.4.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて (3)方向性) 事業所、営業所も発行元の観点では重要なので空間IDの概念を入れることも必要ではないか。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
[4	5 共通証明書ポリ	リシーOID体系】		
52	株式会社帝国データバンク	4.5 共通証明書ポリシーOID体系	17ページ 4.5 共通証明書ポリシーOID体系 (3)方向性 少なくとも既存の電子署名と e シールを電子証明書において区別可能とするため、共通証明書ポリシーOID体系の整備に賛同します (国際相互連用性の観点からも重要と思料します)。なお「トラストサービスの種別」「認定の有無」「ローカル/リモート別」等も同様に重要と考えられ、管理方法も含めて継続検討されることを要望します。 併せて、「eシールに係る指針」への追加も必要と認識しております。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
53	個人	4.5 共通証明書ポリシーOID体系	4. 5 共通証明書ポリシーOID体系 電子署名とeシールの証明書を判別する際、拡張鍵使用目的(EKU)をそれごとに設定するのには反対で、共通証明書ポリシーOIDの設定に 賛成です。 Adobe Acrobatで利用できるEKUは、指定されているので、Acrobatで許容されていないEKUの利用は避けるべきだと考えます。 CABFのPolicy OIDのようなものを設定するのが良いと考えます。 (例) https://cabforum.org/baseline-requirements-documents/ Baseline Requirements 7.1.6 Certificate policy object identifier 7.1.6.1 Reserved Certificate Policy Identifiers The following Certificate Policy identifiers The following Certificate Policy international-organizations(23) ca-browser-forum(140) certificate-policies(1) baseline-requirements(2) domain-validated(1)} (2.23.140.1.2.1) {joint-iso-itu-t(2) international-organizations(23) ca-browser-forum(140) certificate-policies(1) baseline-requirements(2) organization-validated(2)} (2.23.140.1.2.2) {joint-iso-itu-t(2) international-organizations(23) ca-browser-forum(140) certificate-policies(1) baseline-requirements(2) individual-validated(3)} (2.23.140.1.2.3) {joint-iso-itu-t(2) international-organizations(23) ca-browser-forum(140) certificate-policies(1) baseline-requirements(2) international-organizations(23) ca-browser-forum(140) certificate-policie	頂いたご意見については、参考として承ります。
54	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.5 共通証明書ポリシーOID体系	共通証明書ポリシーOID体系を整備することに賛同します。 トラストサービスは、利用目的や効果によって、発行される基準や適合性が異なります。また、転々流通するデータに付与されデータ独立で検証するものであることから、その種別を証明書によって確認できることが望まれます。 国として統一した体系を用意・管理することは、国境を越えて流通するデジタルデータの信頼性を保証するうえで、大変望ましいことと考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
55	セコムトラストシステムズ株 式会社	4.5 共通証明書ポリシーOID体系	トラストサービスは、利用目的や効果によって、発行される基準や適合性が異なります。また、転々流通するデータに付与されデータ独立で検証するものであることから、その種別を証明書によって確認できることが望まれます。 国として統一した体系を用意・管理することは、国境を越えて流通するデジタルデータの信頼性を保証するうえで、大変望ましいことと考えます。一方で、この課題は、自然人に対する電子証明書についても同様の検討が必要になると思慮しますので、整合性のとれた体系の整備を希望します。	頂いたご意見については、参考として承ります。
56	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	4.5 共通証明書ポリシーOID体系	【電子署名法で定義された電子証明書とe シール用電子証明書の関係の整理】 電子署名法第13条第1項で定義された「電子証明書」は、認定認証業務の用に供されるものです。電子署名法施行規則第6条第7号「・・認 定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること」が求められており、電子署名法施行規則第6条第7号「・・認 定に係る指針第10条第1号において、発行者署名符号(認証局の秘密(署名)鍵)を認定認証業務以外の業務のために使用しないことが 認定基準の一つとして定められています。 このため、電子署名法に基づ、認定認証業務は、(組織に対して発行される)e シール用電子証明書を発行できないこととされています。 本中間とりまとめ(案)において方向性を示した共通証明書ポリシーOID 体系を整備すれば、同一の認証局(同一の秘密(署名)鍵))から 発行される2種類以上の電子証明書のうち、電子署名法に基づ、認定認証業務の用に供する電子証明書とe シール用電子証明書を区別する ことが可能になるかもしれません。 電子署名法の主務省庁(デジタル庁及び法務省)と協議の上、電子署名法で定義された電子証明書とe シール用電子証明書の関係の整 理を行うことが求められると思料します。	関係省庁と連携の上、検討を進めてまいります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
57	公益社団法人日本文書 情報マネジメント協会	4.5 共通証明書ポJシーOID体系	国際相互運用性の観点からも、我が国においても、共通証明書ポリシーOID体系を整備することが適当。とされたことを歓迎します。共通証明書ポリシーOID体系の今後の検討に当たっては、お示しいただいているように、トラストサービス全体で整合性が取れたものとなるよう検討することが重要と考えます。特に、電子署名法の認定認証業務の証明書と総務大臣認定を受けた。シール用証明書は整合性を持った共通証明書ポリシーOIDを共に付与することが有用であるため関係省庁を交えたご検討を是非お願いしたい。その理由は、共通証明書ポリシーOIDを上手く使うことにより、自然人の証明書を発行する認定認証局が(同じ認証局により電子署名法の認定認証業務と誤認することなく)。シール用用証明書を発行することも可能となる道が開け、同一設備利用により証明書発行コストの低減化が見込め利用者メリットにつながると考えられます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
58	個人	4.5 共通証明書ポリシーOID体系	OID の体系は日本独自とは言わず、検討会を設けて世界標準を目指してほしい。	頂いたご意見については、参考として承ります。
【4.	6 リモートeシー	ルの位置付け】		
59	株式会社帝国データバンク	4.6 リモートeシールの位置付け	17ページ-18ページ 4. 6 リモートeシールの位置付け (3) 方向性 今般は「認証局」に係る論点に絞って議論される前提で、「電子署名とeシールで別々の基準となることを避ける」ためにも、関係省庁と連携のうえ 日本国内で統一基準が設けられることを要望します。	頂いたご意見については、参考として承ります。
60	一般財団法人日本データ 通信協会	4.6 リモートeシールの位置付け	4.6 リモートeシールの位置付け(p17)について eシールの普及のために、利活用のポリュームゾーンと考えられるリモートeシールの制度化に早急に取り組むべき。なお、認証局のみを対象とした 認定制度では、認定を受けたeシール用証明書に基づきリモートeシールが生成されてしまう可能性が非除できず、対応策の議論が必要。	リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。 なお、認定に係るeシール用電子証明書に基づいたリモートeシールの生成も許容することを想定しています。
61	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	4.6 Jモートe シールの位置付け	リモート e シールサービスについては、自然人対象のリモート署名ではなく、適合した署名鍵管理の下、組織によるシールであることを保証するための、適合性基準を整備し、安心して利用できる枠組みを、早急に整備する必要があると考えます。	リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。 頂いたご意見については、参考として承ります。
62	セコムトラストシステムズ株 式会社	4.6 リモート e シールの位置付け	eシールは、複数の場所からの利用(本社、支店など)や、帳票システム等のシステムを介しての利用も考えられます。 そのため、必然、署名鍵は特定の者の手元ではな〈遠隔地にて保管し、署名(シール)するサービスが発展するものと考えられます。そのため、リ モート e シールサービスについては、適合した署名鍵管理の下、組織によるシールであることを保証するための、適合性基準を整備し、安心して利 用できる枠組みは、早急に整備する必要があると考えます。	リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。 頂いたご意見については、参考として承ります。
63	日本電気株式会社	4.6 リモートeシールの位置付け	●p.17 (リモートeシールの位置付け) ・eシールは大量に発行することが求められるため、リモートeシールは非常に重要なのでぜひ入れて欲しい。 ・リモートeシールサービスでは、サービス提供事業者による秘密鍵の管理となるが、これは潜在的なリスクを含む。事業者による内部不正や管理不備が懸念される中、不正使用を検知し、追跡するために事業者も改せんが不可能な履歴データの規格化が求められる。さらに、事業者の倒産等予期せぬ事態に備え、ログ履歴保存およびボータビライを含む包括的な対策も必要であることから履歴データの規格化やルール整備は必要であると考える。これらの対策は、リモートeシールサービスの信頼性と安全性を高めるとともに、利用者の信頼を確保する上で不らある。技術的、法的な実現可能性およびコスト効率の面から、これらの対策は慎重に整備し、最終的にサービス提供事業者は遵守するべきである。仮に企業が意図しないデータに署名が行われた場合で経済的な被害が起きた場合、リモートeシール事業者と利用企業間で訴訟等の問題が発生することも考えられる。また危険性が過度にクローズアップされeシールそのものの信頼性を損なう事に繋がることが予見される。	の観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。
【5.	1 本検討会で年月	度末にかけて議論すべき主な事項	頁】	
64	株式会社帝国データバンク	5.1.1 認定制度の制度設計	18ページ 5、1、1 認定制度の制度設計 制度設計は重要であり、特に「認証業務を審査する設備・技術・運用上の基準」作成が根幹になると認識しており、検討を進めていただくことを希望します。 なお同基準は、改訂される「eシールに係る指針」、および制度化による省令等から外部参照されるように作成することも必要と思料します(法令に 基準を直接記載すると、技術の早急な進歩等に対応することが難しくなるため)。	設備・技術・運用上の基準についても、検討を進めてまいります。 頂いたご意見については、参考として承ります。
65	TK業務企画	5.1.1 認定制度の制度設計	時刻証明との関係の明確 e-シールについては、発行元証明だけではなく、時刻証明も伴っているのかを明確にするべきと考えます。その場合には、その有効期間、さらには、そ の期間延長の仕組みも含める必要があると考えます。	eシールは時刻証明を伴っていません。 頂いたご意見については、参考として承ります。
66	TK業務企画	5.1.1 認定制度の制度設計	証明有効期間について e - シールの証明有効期間も10年なのでしょうか。利用シーンにも依るが、有効期間10年では短いと感じる人が多いのではないでしょうか? 暗号技術を使っている制約はあるとは思いますが、有効期間20年、30年を簡易に実現できる方策も検討頂きたく。	eシールについては、総務省告示によって制度の大枠を規定した上で、細則については実施要項において規定することを検討しており、その際にe シール用電子証明書の有効期間についても検討を進める予定にしております。 頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
67	一般財団法人日本データ 通信協会	5.1.1 認定制度の制度設計	5.1.1 認定制度の制度設計 (p18) について (1) タイムスタンプに係る認定制度は告示に認定の要件を規定し実施要項に具体的な扱いを定めているが、具体化が不十分な項目もあり、このことが認定取得までの期間の長期化や追加費用の発生を惹起している。eシールの制度化においては、告示・実施要項に規定する認定の要件を明確化し、必要に応じ、それらを補うQ & A を公表する等、円滑に制度運用できるよう配慮すべきである。 (2) タイムスタンプに係る認定制度は告示・実施要項に、制度の手続き及び認定の要件の両方を規定している。しかしながら、認定の要件は EUで欧州規格 (EN規格) が用いられているように我が国でもJIS等の規格化がなされることが期待されている。eシールの制度においては、制度の手続き面について告示・実施要項で規定し、認定の要件は分離独立した審査基準として定め、告示から参照するべきである。	頂いたご意見については、参考として承ります。
68	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	5.1.1 認定制度の制度設計	タイムスタンプ事業者認定制度を参考に、eシール関連事業者の認定制度を整備することに賛成です。 事業者の適合性を評価する認定制度は、技術および連用に一定の基準を設定し適合性を保証することとなります。 トラストサービスに共適する事項は統一的に設定し、サービスの内容によって異なる「保証すべき対象」を個別に設定することで業務の効率化が図 られ、コストの削減も期待できます。 この「共通事項」と固有の「保証すべき対象」を念頭に整備されることを期待します。 また、これらの制度で適合性の基準は、暗号技術等、環境に依存します。そのため、動的に環境に合わせ基準改版ができる仕組みが必要になると 考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
69	セコムトラストシステムズ株式会社	5.1.1 認定制度の制度設計	タイムスタンプ事業者認定制度を参考に、eシール関連事業者の認定制度を整備することに賛成です。 事業者の適合性を評価する認定制度は、技術および連用に一定の基準を設定し適合性を保証することとなります。 トラストサービスの場合、すべてのサービスに共通する事項は、署名鍵の扱いであり、サービスの内容によって、異なる「保証すべき対象」が存在します。 電子署名用証明書:対象自然人の身元 タイムスタンプ: 信頼の時刻 eシール用証明書:対象組織の身元 eシール付与:利用者およびシステムの認証 この「共通事項」と「固有:保証すべき対象」を念頭に整備いただくことで、認定を取得する事業者や適合性評価機関の監査や連用負荷が過度 に増加しない(=認定にかかるコストも増大しない)ような制度設計に期待します。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
70	公益社団法人日本文書 情報マネジメント協会	5.1.1 認定制度の制度設計	「設備・技術・運用上の基準について検討を進める必要がある。」とお示しいただいていることは重要であると考えます。 eシール用証明書を発行する 認証局(以下、eシールCA)の認定基準を検討する上で、電子署名法の認定認証業務の基準との整合性や設備・技術・運用基準を効率的 に作成し国際標準規格の変化に合わせた基準の維持管理を行う上でも、認定基準の中身を施行規則や指針の中に書き込むのではなく、技術 標準文書として独立して作成し、法令からそれを参照するよう立て付ける検討をお願いしたい。 eシールCAと電子署名法の認定認証局との基準の 差異は、個人/組織の身元確認と、証明書プロアイル以外、設備・技術・運用基準は同様な基準が多くなると考えられるため、共通の基準、個 別的基準として立て付けることにより制度維持が効率的になると考えます。	設備・技術・運用上の基準についても検討を進めてまいります。 頂いたご意見については、参考として承ります。
71	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	5.1.2「eシールに係る指針」の見直し	指針の策定から2 年を経過していることから、現行の実態に合わせて見直しをすることに賛成します。 更新にあたって、JDTFにて整理発行しました「e シール解説〜実用化に向けて〜」を参考にしていただければ幸いです。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
[5.	2 中長期的なトラ	ラストサービスの在り方に関する	5検討]	
72		5.2.1 国際間のデータ流通における e シール 活用の可能性	デジタル情報は時空間を越えて流通します。国際的にも流通するデジタル情報の信頼性を担保することの重要性はさまざまな地域、業界において 認められていますが、実態としての環境や枠組みは、まだ整備段階であります。 我が国が発信したDFFTコンセプトを実現すべく、国際的な基準・規格を踏まえながら戦略的に検討を進めることは経済安全保障面において大変 重要なテーマであります。	頂いたご意見については、参考として承ります。
73		5.2.1 国際間のデータ流通におけるeシール活 用の可能性	[国際的に認められる適合性評価機関に求められる要件に関する検討] 国際的な基準・規格等に整合した技術基準は、トラストサービスのみではなく、トラストを審査する適合性評価機関にも求められます。 例えば、EUにおいては、「ISO/IEC 17065 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」に加えて、「ETSI EN 319 403 トラストサービスを評価する適合性評価に対する要求事項」への適合が一般的となっています。 将来的に国際間のデータ流通のためにも、我が国のトラストサービスの適合性評価機関に対する要件を明確化することも検討されるべきと思料します。	頂いたご意見については、参考として承ります。
74	公益社団法人日本文書 情報マネジメント協会	5.2.1 国際間のデータ流通におけるeシール活 用の可能性	そのとおりであり歓迎します。まだまだ書面に依拠する国際間の取引、手続きは多く存在し、国際相互運用可能なeシールの出現により今まで気が付かなかった電子化による効率的な方法の検討が進むことが期待できると考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
75	個人	5.2.2 eシールの普及を図る上での課題等	もう少しケーススタディというか活用例を盛め込むべきと思料する。法人においては準拠するためにイニシャルコストを払わなくてはならないのだから。 それから文書内の初出時は面倒でもフルスベルで記載することを提案する。	頂いたご意見については、参考として承ります。
76	一般社団法人デジタルトラ スト協議会	5.2.2 eシールの普及を図る上での課題等	DXは、取引において、長きに亘って対面・書面(紙、押印)に依存し沁みついている文化からのデジタル技術による変革です。 業務効率の観点から、デジタル技術の利活用が進むことは必然ですが、以下のデジタル技術による変革です。 業務効率の観点から、デジタル技術の利活用が進むことは必然ですが、以下のデジタルの陥穽を一般的に適用させ、それらを回避するトラストサービスを「規制」ではなく、「自らの保護」という観点で当然に利用する社会醸成を基本ポリシーとして枠組み構築を推進できればと思います。 デジタルの陥穽 ・痕跡なく変更できる。 ・改さん・なりすましが可能であることで否認される。 ・コピーにより元情報がわからない ・一場にして大量に広報できる ・ヒトが介在せず、コンピュータが情報を発信する。	頂いたご意見については、参考として承ります。
77	一般社団法人クラウト型電 子署名サービス協議会	5.2.2 eシールの普及を図る上での課題等	箇所:「5.2.2 eシールの普及を図る上での課題等」(「中間取りまとめ(案)」p.19-20) 意見: eシールは電子文書への付与という使い方のみならず、IoTデバイスへの搭載やデジタルデータ(電子文書を除く)への付与など、電子署名とは明確に異なる活用方法も期待されています。具体例として、総務省サイバーセキュリティ統括官室が実施された「トラストサービスのユースケースに関する提案募集の結果」(令和2年7月3日)には、 ・気象データ ・法定点検業務における遠隔モニタリングデータ ・製薬業界の測定機器データ ・情報連携基盤、クラウド環境、データ取引市場、データ連携ブラットフォーム等でやりとりされるデータ 等に用いられるべきことが記載されています。 しかし、本中間とりまとめ(案)においては、電子署名ととアルがあたかも同様のものであると思われかねないユースケースのみが取り上げられています。それよりもむしろ、eシールが電子署名と異なることが直感的に理解できるようなユースケース (例えば、上述のIoTデバイスやデジタルデータへの活用等)を積極的に取り上げることが、正しい国民の理解につながると考えられます。 今後、そのようなユースケースが周知されることを期待します。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方	
【そ	【その他】				
78	TK業務企画	-	クラウドベースでのワークフローシステムにおけるリモートe-シールの実現企業では、デジタル化の進展で、ワークフローシステムでの承認が、当たり前となっている。このようなシステムにて承認することで、リモート e – シールの仕組みで、自動的に e – シールを付す運用ができることをワークフロー提供事業者を含めて検討頂きたい。	頂いたご意見については、参考として承ります。	
79	TK業務企画	-	電子文書発行元組織の証明力の限界と紙運用との差異の明確化 ・組織を法人と考えた場合には、法人の存在は、法人登記による考えます。それでも、偽装登録や、無断登録変更のリスクがあり、万全ではないと考えられるところ、本e-シールの証明力、紙運用との証明力の差異の明確化をお願いします。	頂いたご意見については、参考として承ります。	
80	一般財団法人日本データ通信協会	-	その他(制度運営体制について) タイムスタンプに係る認定制度の運用開始以来、告示・実施要項の解釈、新たな技術や実施方法への対応、認定事業者及び指定調査機関 の変更認定や届出への対応等、様々な案件が総務省の所管室に持ち込まれ多大な労力が費やされている。また、監査確認や更新認定などの 業務が今後継続的に拡大することも見込まれている。eシール認証業務の認定制度が創設されればさらなる負荷がかかることから、安定的な制度 運営が実施できるよう人員の増補のほか、有識者による協力体制を確保するなど体制の強化を図るべきではないか。	頂いたご意見については、参考として承ります。	
81	日本電気株式会社	-	●全体 この中間とりまとめのPDFに発行元署名(eシール相当)が付与されていることはとても良いと考える。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。	
82	一般社団法人クラウト型電子署名サービス協議会	-	箇所:なし 意見: デジタル庁から公表された「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」(2023年3月31日)(以下「基本的な考え方」といいます。) においては、デジタル手称法の各主務省令にて、デジタル化力通知等に対して利用可能な電子署名が制限されていない場合、利用可能と考えられる電子署名の1つとして「その他、電子文書等の発行元の組織等を示す自的で行われる電子署名」(以下「組織等を示す電子署名」といいます。)が挙げられています。 組織等を示す電子署名は、広義のミシールまたはそれに類するものと考えられますが、本中間とりまとめ(案)において当該電子署名に対する言 及はなく、本中間とりまとめ(案)におけるミシールとの関係ではどのような位置づけになるのかが不明です。 基本的な考え方を積極的に参照する地方公共団体での混乱を防ぐためにも、今後検討の上、ミシールと組織等を示す電子署名の関係性が示されることを期待します。 あわせて検討会では、当該「電子文書等の発行元の組織等を示す自的で行われる電子署名」を処分通知等で利用している地方公共団体やサービス提供事業者の意見を聴くなど十分な検討をお願いします。	処分通知等のアシタル化に係る基本的な考え方」で示されている考え方については、担当省庁であるアンタル庁と連携しなから検討いたします。 頂いたご意見については、参考として承ります。	